

議案第29号

佐倉市開発行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市開発行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市開発行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市開発行為等の規制に関する条例（平成14年佐倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(8) 法第8条第1項第1号に規定する工業地域若しくは工業専用地域である

区域に隣接する区域又はインターチェンジ（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。以下同じ。）と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設をいう。）周辺の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として市長が指定する区域において、流通業務の用に供する施設、工業施設又は研究施設として規則で定める施設（以下「流通業務施設等」という。）の建築を目的として行う開発行為

ア 流通業務施設等の建築を目的として行う開発行為を行うことにより、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。

イ 市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことが困難又は著しく不相当と認められること。

第5条第2項中「前項第1号」の次に「又は第8号」を加え、同条第4項中「第1項第1号」の次に「又は第8号」を加える。

第6条の見出し中「建築物」の次に「の新築等」を加え、同条第1項中「は、前条第1項各号」を「の新築、改築又は用途の変更（以下この条において「新築等」という。）は、前条第1項から第3項まで」に、「建築物と」を「建築物の新築等と」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。